

三好市告示第3号

三好市飲料水施設設置費補助金交付要綱（平成18年三好市告示第90号）の一部を次のように改正する。

平成23年 2月 1日

三好市長 俵 徹太郎

改正前	改正後
<p>三好市飲料水施設設置費補助金交付要綱 (目的) 第1条 この告示は、一定地域(水道事業等市の設置した給水区域を除く地域)の住民が共同して飲料水施設を設置しようとするに対して補助金を交付することにより、住民の飲料水の確保を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この告示において「飲料水施設」とは、給水人口(その地域内に住所を有し、かつ、常時その給水を受ける者をいう。)が50人以下であるもののうち、給水世帯数が<u>3世帯</u>以上共同で設置するものであって、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。</p>	<p>三好市飲料水施設<u>設置・改良・修繕費</u>補助金交付要綱 (目的) 第1条 この告示は、一定地域(水道事業等市の設置した給水区域を除く地域)の住民が共同して飲料水施設を設置、<u>改良又は修繕(以下「飲料水施設の設置等」という。)</u>しようとするに対して補助金を交付することにより、住民の飲料水の確保を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この告示において「飲料水施設」とは、給水人口(その地域内に住所を有し、かつ、常時その給水を受ける者をいう。)が50人以下であるもののうち、給水世帯数が<u>2世帯</u>以上共同で設置するものであって、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。</p>

(補助金の交付)

第3条 市は、その地域内の状況が次の各号のいずれかに該当し、飲料水施設の設置が適当と認められるときは、該当住民の代表者に補助金を交付するものとする。ただし、国又は県の助成対象となるものを除くものとする。

- (1) 日常生活用水により病気が多く発生し、又は発生するおそれがある等衛生状態が著しく不良である地域
- (2) 飲料水の需給が著しく困難な地域
- (3) 水質の不良な地域
- (4) その他飲料水施設の設置が緊急に必要と認められる地域

(補助金交付対象施設)

第4条 市が行う補助金の交付の対象となる飲料水施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
- (2) 導水管、送水管その他送水に必要な施設
- (3) 浄水施設、滅菌装置その他浄水に必要な施設
- (4) 配水池、配水管その他配水及び給水に必要な施設(ただし、引込管の施設を除く。)

(補助金交付基準)

第5条 市が交付する補助金の額は、適正と認めた工事費精算額の10分の5以内で予算の範囲内で定める。

(補助金交付申請手続)

(補助金の交付)

第3条 市は、その地域内の状況が次の各号のいずれかに該当し、飲料水施設の設置等が適当と認められるときは、該当住民の代表者に補助金を交付するものとする。ただし、国又は県の助成対象となるものを除くものとする。

- (1) 日常生活用水により病気が多く発生し、又は発生するおそれがある等衛生状態が著しく不良である地域
- (2) 飲料水の需給が著しく困難な地域
- (3) 水質の不良な地域
- (4) その他飲料水施設の設置等が緊急に必要と認められる地域

(補助金交付対象施設)

第4条 市が行う補助金の交付の対象となる飲料水施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
- (2) 導水管、送水管その他送水に必要な施設
- (3) 浄水施設、滅菌装置その他浄水に必要な施設
- (4) 配水池、配水管その他配水及び給水に必要な施設(ただし、引込管の施設を除く。)

(補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、別表で定める補助金の額を限度として予算の範囲内で決定する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飲料水施設設置費補助要望書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の要望について、市長において適当と認めるときは、申請者は、速やかに飲料水施設設置費補助申請書(様式第2号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、補助金の交付を決定しその旨を申請者に通知するものとする。

(工事の着工及び完成の届出)

第8条 申請者が飲料水施設の設置工事に着工しようとするときは、あらかじめ工事着工届(様式第3号)を、また、工事が完成したときは、遅滞なく工事竣工届(様式第4号)に飲料水施設設置費補助金交付請求書(様式第5号)を添えてそれぞれ市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の工事完成の届出により、検査を行い、第5条の規定により査定した補助金の交付を行うものとする。

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飲料水施設設置・改良・修繕費補助要望書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の要望について、市長において適当と認めるときは、申請者は、速やかに飲料水施設設置・改良・修繕費補助申請書(様式第2号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、補助金の交付を決定しその旨を補助金交付決定書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の着工及び完成の届出)

第8条 申請者が飲料水施設の設置工事に着工しようとするときは、あらかじめ工事着工届(様式第4号)を、また、工事が完成したときは、遅滞なく工事竣工届(様式第5号)に飲料水施設設置・改良・修繕費補助金交付請求書(様式第6号)を添えてそれぞれ市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の工事完成の届出により、検査を行い、第5条の規定により査定した補助金の交付を行うものとする。

別表(第5条関係)

工事の種類	補助対象工事費精算額	補助金の額
設置	90,000円以上	工事費精算額の2/3以内
改良・修繕	60,000円以上	工事費精算額の1/2以内

様式第 1 号(第 6 条関係)

別紙のとおり

様式第 2 号(第 6 条関係)

別紙のとおり

様式第 3 号及び様式第 4 号(第 8 条関係)

別紙のとおり

様式第 5 号(第 9 条関係)

別紙のとおり

様式第 1 号(第 6 条関係)

別紙のとおり

様式第 2 号(第 6 条関係)

別紙のとおり

様式第 3 号(第 7 条関係)

別紙のとおり

様式第 4 号及び様式第 5 号(第 8 条関係)

別紙のとおり

様式第 6 号(第 8 条関係)

別紙のとおり

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。